

青森労働局からのお知らせ

令和8年6月

令和8年度労働保険（労災保険・雇用保険）年度更新期間のご案内

— 申告と納付はお早めに —

◇申請期間◇

令和8年6月1日（月）～令和8年7月10日（金）

◇申告書の書き方等について◇

年度更新申告書の書き方及び申告・納付方法等の詳細につきましては、厚生労働省ホームページをご覧ください。

【労働保険年度更新に係るお知らせページ URL】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/roudouhoken21/index.html

◇年度更新コールセンター◇

労働保険の年度更新に関して、コールセンターをご利用いただけます。

電話 0120-963-339（IP 電話・携帯電話からでもご利用になれます※通話料無料）

（開設期間） 令和8年5月28日（木）～7月17日（金）

（受付時間） 9時～17時まで（土・日・祝日を除く）

◇電子申請◇

電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

【労働保険電子申請特設サイト URL】

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html

お問い合わせ先：総務部労働保険徴収室 TEL 017-734-4145

6月は「外国人雇用啓発月間」です

厚生労働省は、6月1日からの1か月間を「外国人雇用啓発月間」とし、「ともに働き、ともに支える社会へ ～外国人雇用はルールを守って適正に～」を今年の標語に、適正な外国人雇用に関する積極的な周知・啓発活動を行っております。

厚生労働省では、この月間を通して、事業主団体などの協力のもと、事業主を対象に労働条件などルールに則った外国人の雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて積極的な周知・啓発活動を行っていきます。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

URLはこちら https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72793.html

お問い合わせ先：職業安定部職業対策課 TEL 017-721-2003

令和8年度「全国安全週間」が実施されます

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で99回目を迎えます。

令和8年度の全国安全週間は、令和8年7月1日から7月7日までを本週間（6月1日から6月30日までを準備期間）とし、

「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」

のローガンの下、展開します。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識するとともに安全文化の醸成を図るため、各事業場においては、全国安全週間及び準備期間中に次の事項について実施されるようお願いします。

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意志の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

お問い合わせ先：労働基準部健康安全課 TEL017-734-4113

職場における熱中症を予防しましょう

令和7年の青森県内における熱中症に係る労働災害（休業日数にかかわらず医療機関を受診した方）は、117人と、令和6年より47人増加し、過去10年間で2番目に多くなりました。令和8年は、キャンペーン期間を6月～9月、重点取組期間を7月～8月として、

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

を展開します。

以下の実施事項にご留意いただき、一丸となって熱中症を予防しましょう。

【早急に取り組むべき事項】

- (1) 労働衛生管理体制の確立
- (2) 暑さ指数(WBGT)の把握の準備
- (3) 作業計画の策定
- (4) 設備対策の検討
- (5) 休憩場所の確保の検討
- (6) 服装の検討
- (7) 教育研修の実施
- (8) 緊急時の対応の事前確認等

【キャンペーン期間（6月～9月）にすべきこと】

- (1) 暑さ指数の把握と評価
- (2) 暑さ指数の低減
- (3) 休憩場所の整備
- (4) 服装
- (5) 作業時間の短縮
- (6) プレクーリング
- (7) 水分・塩分の摂取
- (8) 暑熱順化への対応
- (9) 健康診断結果に基づく対応
- (10) 日常の健康管理
- (11) 作業中の労働者の健康状態の確認
- (12) 異常時の対応

【重点取組期間（7月～8月）にすべきこと】

- (1) 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- (2) 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- (3) 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- (4) 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- (5) 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- (6) 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく、救急隊を要請

【参考情報等】

青森労働局 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン



(https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/newpage_01129.html)

お問い合わせ先：労働基準部健康安全課 電話 017-734-4113

添付資料：リーフレット（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

業務改善助成金の概要、活用事例について

【概要】

- 事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を 50 円以上上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者を対象に、当該設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。
- 事業場内最低賃金の引上げ計画および設備投資等の計画を策定の上、申請いただきます。交付決定後は、計画に基づいて事業を実施し、その結果を報告していただくことで、設備投資等に要した費用の一部が助成されます。
- 詳細や注意事項は、下記の厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。

<申請期間と賃上げ期間について>

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和 8 年 9 月 1 日～申請事業所の都道府県において適用される地域別最低賃金の発効日の前日又は同年 11 月 30 日のいずれか早い日まで	交付申請後（労働局へ到達した後）から申請事業所に適用される地域別最低賃金の発効日の前日まで	交付決定年度の 1 月 31 日

<申請時の注意点>

- ・記載漏れや誤り、必要書類の不足がある場合は、申請書類一式を返戻します。返戻により申請期限を超過した場合は受付できませんので、期限に余裕をもって申請してください。特に、地域別最低賃金の発効日が近づく時期は、返戻に時間を要する場合があります。
- ・申請前の賃金引上げや、交付決定前に実施した設備導入・経費の支払いは助成対象外です。
- ・申請状況によっては審査開始までに時間を要する場合があります。また、予算の範囲内での交付となるため、申請期間内であっても募集を終了することがあります。

<令和 7 年度からの主な変更点>

- ・助成対象経費の特例となっていた自動車（特種用途自動車を除く）は、助成対象外となりました。
- ・引上げる対象労働者は、雇用保険被保険者が対象となりました。
- ・物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近 3 か月間のうち任意の 1 月」から「最近 6 か月間平均」になりました。
- ・その他、申請に当たっては、**最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認**いただき申請をお願いいたします。

【活用事例について】

業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例を集めた冊子を作成しています。

「生産性向上のヒント集」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyuu/index.html

- ◇助成金の詳細は、厚生労働省ウェブサイトの最新情報をご覧ください（検索名称「雇用・労働 業務改善助成金」でも検索可能）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyuu/03.html

- ◇お問い合わせ先 業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440 受付時間：平日 9:00～17:00

交付申請先：雇用環境・均等室 TEL 017-734-6651